

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第7号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成29年10月 2 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

平成28年度包括外部監査（子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について）

1 放課後児童クラブの運営及び整備事業[子ども未来課]

(1) 面積基準の遵守について

【指摘事項】

児童クラブは、児童福祉法に基づき従前から実施されている事業ではあるが、その運営において満たすべき基準の明確化は平成27年4月からの新制度によりなされたものである。そのため、直ちにすべてのクラブ室が基準を満たすことは現実的に困難であると思われるが、いつまでも基準に準拠しない状況が許容されるものではない。

そのため、概ね1.65㎡以上の基準を満たしていない15室については、学校の余裕教室の更なる確保や施設の拡張などの措置を講ずる必要がある。

また、待機児童対策における整備計画を具体化するに当たっては、面積基準にも十分に留意して施設整備を検討することが必要である。

【措置の状況】

指摘を受けた15室のうち、10室については、同じ校内に複数の児童クラブ室があるため、改善済みです。

その他、1室については、平成28年度のクラブ室整備により改善され、3室については、平成29年度のクラブ室整備予定により改善見込みであり、1室については、平成30年度以降早期のクラブ室整備により改善見込みです。

また、待機児童対策における整備計画を具体化するに当たっては、静岡市子ども・子育て支援プランにおける平成31年度までの量の見込みに対応できるよう面積基準にも配慮した施設整備を進めていきます。

(2) 支援の単位に関する基準の遵守について**【指摘事項】**

児童クラブにおける活動の単位である支援の単位についても、面積基準同様に条例が定める基準に準拠する必要がある。

そのため、まずは厚生労働省の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係るQ&Aなどを参考に、パーティション等で区切るなどの方法でクラブ室を細分化する必要性を検討すべきである。また、経過措置基準であるおおむね70人を超える4室(※)については、速やかに基準に準拠するための対策を講じる必要がある。

さらに、支援プランでは支援の単位が最低基準に定められたおおむね40人以下の適正規模となるようクラブ室の整備を進めるとしているため、当該基準を超過する38室についても、経過措置期間が満了するまでの期間に渡って、基準に準拠するための具体的な検討が必要である。

(※) 市では、支援の単位を規定する明文基準はないため、クラブ室単位をもって支援の単位としている。

【措置の状況】

「静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第10条第4項において、一の支援の単位を構成する児童の数を、おおむね「40人以下」と定めている基準の遵守については、支援の単位の経過措置として、施行日から起算して5年を経過する日（平成32年3月31日）までの間は、一の支援の単位を構成する児童の数を、おおむね「40人以下」とあるのを「70人以下」としています。

経過措置基準であるおおむね70人を超える4室について、1室は平成28年度にクラブ室の増設整備を実施済みであり、2室についても平成29年度にそれぞれ新たな増設整備を予定しております。1室については、今後は基準の範囲内となるよう受入れ児童数を調整することとし、今後の申請状況を見ながら、クラブ室の整備についても検討します。

また、おおむね「40人以下」の基準を超過する児童クラブについても、経過措置期間が満了する平成31年度末までに、クラブ室の間仕切り設置等、各クラブの実情に応じて適切な方法を講じていきます。

(3) 支援員配置基準の遵守について

【指摘事項】

現在、条例で定める経過措置基準を満たしていないクラブ室が4室ある。

当該経過措置は、支援の単位における児童の在籍数に関する本則の基準（おおむね40人以下）から経過措置基準（おおむね70人以下）とする基準と併せて運用されているものである。新制度における移行初期の例外的措置であるため、経過措置基準を遵守するための対応が必要である。

【措置状況】

「静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第10条第2項において、放課後児童支援員の数を支援の単位ごとに「2人以上」と定めていますが、支援の単位の経過措置として、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、一の支援の単位を構成する児童の数をおおむね「40人以下」とあるのを「70人以下」とする中で、放課後児童支援員の数については、「2人以上（支援の単位を構成する児童の数がおおむね41人以上おおむね45人以下である場合は3人以上、おおむね46人以上である場合は4人以上）」と読み替えるものとしています。

この経過措置基準を満たしていない4室（いずれも在籍児童数46人以上で、支援員数3人）のうち、静岡地区の2室については、配置の支援員3人に加え、当初から補助支援員を配置していたことで、経過措置基準を満たしていました。

また、清水地区の2室については、それぞれ、平成28年度に児童クラブ室1室を追加整備することで、支援の単位を3としたことにより、一の支援の単位を構成する児童の数についてはおおむね「40人以下」となり、経過措置基準を満たしました。

(4) 委託料積算の不均衡の是正について

【指摘事項】

児童クラブの委託料については、間接事務費やその他の経費に係る積算方法に相違があることに起因して静岡地区のほうが清水地区よりも「1児童1日当たり委託料」が高い金額となっている。

市内、同一の事業の委託料については、それぞれの規模に応じて公平な水準とすべきであり、現状の委託料積算については見直す必要がある。

また、「最小の経費で最大の効果」を挙げるべき観点からは、両地区の運営のうち、効率的な部分についてはこれを採用し、一方で適切な事業運営のために必要である部分については、十分な委託料となるよう積算に反映させるべきである。

【措置状況】

児童クラブの委託料の積算については、平成29年度分は、静岡地区・清水地区ともに、各クラブの支援員配置基準等に基づいて算出した「人件費」に、共通項目の「事業費」、「事務費」を加算した額から、各クラブの見込み児童数に応じた「保護者負担金」の額を差し引く等、同じ基準で算出した額を委託料とする積算方法に改めました。

(5) 静岡地区の児童クラブ予算及び決算に係る内訳把握について

【指摘事項】

現在、市では静岡地区における児童クラブ予算及び決算について、クラブごとの内訳情報を入手しておらず、個別の収支状況が把握できない状況となっている。市は、事業実施主体として静岡、清水両地区の児童クラブに係る財務や運営効率等の状況を比較し、それぞれの実態を十分に把握したうえで必要な内容を委託料積算に反映するなどの対応が求められる。

したがって、静岡地区についても児童クラブ予算及び決算に係る内訳情報を入手する必要がある。

【措置状況】

平成29年度から、各児童クラブの予算及び決算に係る内訳情報を入手し、収支状況を把握します。

(6) 資金不一致に関する追加調査について

【指摘事項】

現在、清水地区の児童クラブでは次年度当初の運営経費に充当する目的で剰余金を繰越している。しかし、「どろん子児童クラブ」で事業収支決算書の剰余金額と実際の預金が一貫していないことが発見された。市は、委託事業者に当該資金を管理させる責任を有しているため、当該金額の不一致原因については速やかに調査し、適切な対応を検討する必要がある。

【措置状況】

「どろん子児童クラブ」における、平成28年3月31日時点の決算書類の繰越金と児童クラブ専用の預金通帳の残高が不一致になっていた件について、事業者（特定非営利活動法人 子育て支援どろん子）に調査したところ、未払い金として計上すべきであった平成27年度の3月分の電話代、委託料、所得税、住民税、給料について、平成28年度の4月に入り、支払いをしているものであると報告がありました。

決算報告の際には、決算書と通帳を突合し、適切な報告となるよう指導しました。

(7) 放課後児童クラブ運営事業に係る剰余金の取扱い検討について

【指摘事項】

市は、清水地区の児童クラブの委託事業者については、規模が小さくその資金的余裕が少ないことを理由に剰余金を返納せずに次年度に繰越すことを認めている。しかし、実際にはこのような資金はほとんど必要ない状況である。したがって、剰余金の取扱いについては検討する必要がある。

【措置の状況】

清水区の児童クラブの受託者は、各地区青少年育成推進委員会がそれぞれ組織する運営委員会であり、資金力の脆弱な団体であるため、年度当初の運営費用として委託料の剰余金を繰り越す必要が生じるという理由から、精算・返納とせず繰り越しを認めています。

平成29年度から、剰余金については、決算状況を精査した上で精算処理を実施することとします。

(8) 委託事業者の事業収支決算書内容の検証について

【指摘事項】

市では、清水地区の児童クラブについては個別に事業収支決算書を受領しているが、当該内容の検証が不十分であった。

市は、児童クラブに係る委託事業者の財務や運営効率等の状況を把握し、適切に管理させる責任を有している。したがって、事業を委託するに当たっては、受領した事業収支決算書を十分に検証し、必要に応じて追加の調査を実施するなどのモニタリング機能を発揮する必要がある。

【措置の状況】

清水地区の児童クラブに係る「事業収支決算書」については、受領後、個別に確認を行っているところです。

また、清水地区の各児童クラブ（22クラブ）については、2年に一度、クラブ訪問による運営に係るモニタリング調査を実施していますが、今年度は全クラブで実施しました。今後は受領した「事業収支決算書」を十分に確認・検証し、さらに確認すべき点が見受けられた場合には、必要に応じて追加の調査を実施するなど、モニタリング機能のさらなる発揮に努めます。

(9) 最新の備品台帳及び備品シールの適切な配付について

【指摘事項】

どろん子児童クラブでは、備品台帳や備品シールが配付されておらず、いずれが市の購入した備品であるかが確認できなかった。

市の備品の管理については第一義的に市が責任を負っている。そのため、現物の管理を委託事業者に任せるに当たっても、備品の新規購入などに併せて市が備品台帳を各児童クラブに配付し、備品シールの貼付を指示する必要がある。

したがって、今一度すべての市立児童クラブについて最新の備品台帳及び備品シールが配付されているかどうかを確認するとともに、備品シール貼付徹底を指示するなど、適切な対応を行う必要がある。

【措置の状況】

公設の児童クラブにおける、最新の備品台帳による備品の所在と備品シールの貼付の

確認を実施しました。

今後は、児童クラブ訪問の際に、備品シールの貼付と現物の確認を行い、備品台帳との突合を徹底します。

2 放課後児童クラブ運営費助成事業[子ども未来課]

(1) 私立児童クラブ及び当該助成事業の位置づけについて

【指摘事項】

放課後児童クラブ運営費助成事業の趣旨は私立児童クラブの新規参入を促進することであるにもかかわらず、市は量の見込み及び確保の内容において、当初の10室以外の目標を有していない。一方、市内には既に10室程度の私立児童クラブが存在しているため、一見すると当該助成事業がなくとも既に目標を達成しているようにみることできる。

加えて、予算執行率が極めて低調となっているため、当該事業の存在意義自体に疑問があると言わざるを得ない。

したがって、市として量の見込み、確保の内容において最終的にどの程度の私立児童クラブの数を目標とするのか、そのために当該助成事業をどのように有効活用するのかについて、再度具体的な検討が必要である。

【措置の状況】

児童クラブについては、平成29年度に公設及び私立（民間）も含めて「静岡市子ども・子育て支援プラン」における整備計画の見直しを行うこととしており、その中で、民間児童クラブについては、計画に位置付けられた目標数の確保と適切な運営をするための助成制度のあり方についても整理していきます。

(2) 適切な事業評価の実施について

【指摘事項】

放課後児童クラブ運営費助成事業に係る事業評価においては、単に助成事業を実施することを指標としてA評価としている。しかし、当該事業の本来の目的は、待機児童解消を含む児童クラブ事業量の確保のために私立児童クラブを運営する民間事業者の参入を促すことである。

したがって、当該助成事業の趣旨に沿った成果を達成するために、適切な指標を設定したうえで、評価する必要がある。

【措置の状況】

児童クラブについては、平成29年度に公設及び私立（民間）も含めて「静岡市子ども・子育て支援プラン」における整備計画の見直しを行うこととしており、その中で、私立児童クラブについては、計画に位置付けられた目標数の確保と、公設児童クラブの補完的役割を維持する上で、補助制度を活用して適切な運営ができていないか判断するための指標を設定します。

3 子育て支援センター運営事業及びファミリー・サポート・センター事業[子ども未来課]**(1) 子育て支援センターにおける一時預かり事業利用料について****【指摘事項】**

静岡、清水の両中央子育て支援センターで実施される一時預かり事業のうち、時間単位預かりについては、サービス内容に特段の差異がないにもかかわらずその利用料に相違が生じている状況である。市内の同一の事業において、利用者が負担する金額に相違がある現在は適切なものとは言えない。また、清水側では利用料設定時にファミリー・サポート・センター活動報酬との整合性に留意していたにもかかわらず、現在はこれとも不整合となっている。

したがって、支援センターにおける一時預かり事業の利用料について、サービスに見合う適切な水準の利用料を、市内の利用者が公平な負担で利用することができるよう見直す必要がある。

【措置の状況】

子育て支援センターの一時預かりの利用料金は、静岡市子育て支援センター条例第9条にその定めがありますが、中心市街地に来る人のためのサービスとして設置された「静岡中央子育て支援センター」については、周辺の認可外保育施設との均衡を図って決定されました。

また、個人事業主が多い地域で、月預かりをメインとして勤労者福祉センター内に設置された「清水中央子育て支援センター」については、月預かりの間に一時預かりを入れる形で実施され、同施設内に事務局（清水支部）があるファミリー・サポート・センターの利用料金（一番高い時間帯のもの）に合わせて決定されたもので、それぞれの施設の成り立ちの違いにより、合併時の料金を引き継いできた経緯があります。

利用料金の見直しについては、近隣の民間施設の状況を把握した上で、次回の使用料

の見直しの機会にあわせて、同じ水準の利用料となるよう、見直しを行います。

(2) 最新の備品台帳及び備品シールの適切な配付について

【指摘事項】

静岡中央子育て支援センターでは、最新の備品台帳や備品シールの一部が配付されておらず、その結果として備品シールの貼付漏れが発見された。

市所有の備品の管理については第一義的に市が責任を負っている。そのため、現物の管理を指定管理者等に任せるに当たっても、市が備品の新規購入などに併せて最新の備品台帳を各支援センターに配付し、備品シールの貼付を指示する必要がある。

したがって、今一度すべての支援センターについて最新の備品台帳及び備品シールが配付されているかどうかを確認し、備品シール貼付徹底を指示するなど、適切な対応を行う必要がある。

【措置の状況】

市直営及び公設の子育て支援センターにおける、最新の備品台帳による備品の所在と備品シールの貼付の確認を実施しました。

今後は、子育て支援センター訪問の際に、備品シールの貼付と現物の確認を行い、備品台帳との突合を徹底します。

(3) 現物資産の備品台帳への登録について

【指摘事項】

清水中央子育てセンターでは、取得の経緯が不明であることを原因にピアノの台帳登録が漏れていた。特にピアノのように高額物品が市の所有備品である場合は台帳登録すべきである。さらに、今後このような登録漏れを防止する観点から、定期的な現物確認手続を実施するに当たっては、既に台帳登録されているデータのみならず、他に登録すべき備品の漏れがないかについて十分に留意して実施する必要がある。

【措置の状況】

指摘のあったピアノについては平成29年6月15日付けで備品登録いたしました。

今後は、備品台帳への登録漏れが生じないように、最新の備品台帳により、備品の所在と備品シールの貼付の確認を徹底します。また、その旨を平成29年6月30日付けで課内

に周知いたしました。